InterRisk Report No.14-055

2015.1

PL Report ＜2014 No.10＞

国内の PL 関連情報

経済産業省が製品安全対策優良企業を発表

（2014 年 11 月 10 日　経済産業省ホームページ）

経済産業省は 11 月 10 日、2014 年度の「製品安全対策優良企業表彰」の受賞企業 17 社・団体を発表した。同表彰は、消費生活用製品に係る（大企業、中小企業を問わず）製造事業者・輸入事業者及び小売販売事業者が対象となっている。

本表彰制度は、民間企業の製品安全に対する積極的な取組を促進し、社会全体として製品安全の価値を定着させることを目的として行われているもので、今年で 8 回目を迎える。学識経験者、消費者団体等をメンバーとする「委員会」において、製品安全を確保するための体制や、製品安全の優れた取組について、書類審査、プレゼンテーション審査、現地調査を実施し、受賞企業が決定される。受賞企業は経済産業大臣賞が 3 社。そのほか、商務流通保安審議官賞 3 社、優良賞 7 社、特別賞 4 社・団体が受賞した。

受賞賞名	受賞企業名
経済産業大臣賞	ＹＫＫ　ＡＰ株式会社
	アキュフェーズ株式会社
	株式会社ダイワ
商務流通保安審議官賞	株式会社ニトリホールディングス
	気高電機株式会社
	株式会社カイノ電器
優良賞	株式会社バンダイナムコゲームス
	ヤマト インターナショナル株式会社
	株式会社ＬＩＸＩＬ
	ジュピターショップチャンネル株式会社
	株式会社ベルーナ
	株式会社エンジニア
	フジイコーポレーション株式会社
特別賞	カイハラ産業株式会社
	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ株式会社
	株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ

参照 URL：製品安全対策優良企業表彰ホームページ
http://www.ps-award.jp/

ここがポイント

消費者の安全への関心が高まり、それに伴い市場の安全に対する要求は、日々向上している中で、事業者はその要求を十分満足できるよう様々な取組を行っています。一方で、製品安全の実現のための決まった手法はなく、各事業者が最善と考える方法を実施し、改善を加え、事故の未然防止、製品安全の実現の努力をしているのが現実です。

本表彰制度では、事業者の製品安全実現に向けた取組を以下の 4 つの視点で評価しています。

・安全な製品を製造や仕入・販売するための取組
・消費者において製品を安全に使用してもらうための取組
・製品事故・製品不具合発生後の取組
・製品安全文化構築への取組

事業者においては、本表彰への応募を通して、自社の取組状況について客観的な評価が得られる機会になるといえます。さらに、本表彰への応募には次のようなメリットがあります。

・自社の製品安全にかかわる取組が、有識者などの第三者に客観的に評価されることで、自社の取組の良い点、弱い点が明確になる。
・指摘された弱みに関しては、有識者などの委員から助言を得ることができ、以後の改善につながる。
・本表彰に応募するために社員や、協力企業に対しても、積極的に製品安全に取組むきっかけができ、製品安全への理解の向上やその重要性の理解の促進が図れる。

本表彰には繰り返し応募する事業者も多く、本表彰を自社の製品安全の取組の評価の一環として活用していると考えられます。製品安全に関する取組を自社内で推進していくことに困難を覚える事業者は少なくない中で、このような表彰などを活用し、社内の安全意識の高揚や、関係各社との共働した製品安全への取組の実現などにつなげていくことが期待できます。

消費者安全調査委員会が「ハンドル形電動車いす」を調査対象とする決定

（2014 年 11 月 21 日　消費者庁ホームページ）

消費者庁は、11 月 21 日付の「消費者安全調査委員会[※1]の動き　第 19 号」の中で、「ハンドル形電動車いす[※2]」をテーマとして事故原因の調査・分析を行うことに決定した旨を発表した。本リリースでは、「高齢者を中心に移動手段として広く利用されているハンドル形電動車いすの事故は、安全対策の実施によって事故件数は減少しているものの、引き続き重傷・死亡事故が起こっている。高齢者が利用するという視点も考えながら、更なる事故防止の可能性を調査する。」旨が述べられている。

※1 消費生活上の生命・身体被害に係る事故の原因を究明するための調査を行い、被害の発生又は拡大の防止を図ることを目的とした委員会。調査や評価の結果に基づいて内閣総理大臣に対し勧告を行い、あるいは適時に、消費者被害の発生又は拡大の防止のために講ずべき施策及び措置について、内閣総理大臣及び関係行政機関の長に意見具申を行うことができる。

※2 主として足腰の弱った高齢者が使用することを想定した三輪または四輪の一人乗り電動車両（バッテリーカー）であり、ハンドルによって前輪を操舵する。時速 6 キロメートル以上の速度を出すことはできない。道路交通法上は、歩行者として扱われる。
JIS 規格では「ハンドル形電動車いす」、道路交通法では「原動機を用いる歩行補助車等」と呼称され、一般にはシニアカーと呼ばれることもある。

ここがポイント

ハンドル型電動車いすの事故に関しては、消費者庁が平成 22 年から平成 24 年にわたり毎年プレスリリースを行い、事故発生の状況報告と使用者および事業者に対する事故防止の注意喚起を行っています。公表されているデータによると、死亡・重傷を含む重大製品事故の件数は平成 21 年度から平成 23 年度にかけては減少傾向にあったものの、平成 24 年度は増加に転じています。また、警察庁の報告書では、電動車いす全体の交通事故件数はこの数年

間、200 件前後で推移しています。このように電動車いすの事故件数は決して少なくありません。

これらの情報をもとに、電動車いすの事故原因を大別すると、以下の 2 つが考えられます。

・走行車両として幅が狭く、運転者が乗った状態で重心が高くなり、路面の影響等を受けて転倒しやすい傾向があるという製品側の問題

・使用者における運動能力、視聴覚能力等の衰えが、製品の誤使用や運転時の判断ミス、製品の保守・点検の不良等に影響しているといった使用者側の問題

このため、事故防止においては上記 2 点に留意した上で、事故発生時の状況を正しく把握して原因究明を行い、使用者と使用環境に適した対策を施すことが重要となります。事業者は同委員会の今後の動向を注視するとともに、自らも次の様な対応を進める必要があります。

（１）事故情報の収集・分析により、製品の本質的な安全性の向上を図る

事業者は、行政や第三者機関等による公開情報に加えて、製品の使用者やその家族および病院や福祉介護施設の関係者等が把握している、ヒヤリハット情報や製品不具合・事故情報を、直接または販売代理店やリース業者経由で収集・分析することが重要です。

この結果を、製品の本質的な安全性の向上と事故発生時の運転者保護方策の採用に反映するとともに、それらの対策を施した後に残ったリスクについては、取扱説明書等に効果的な注意表記を記載するなどして低減を図ります。

なお、公開情報については、情報の発信源により情報収集・分析の観点が異なる（例えば、道路交通法では電動車いすの利用者は歩行者とみなされるので、前述の警察庁の交通事故統計には、車いす単独、車いす同士または車いすと歩行者の事故は含まれない）ため、利用にあたってはデータの対象範囲等を確認する必要があります。

（２）使用者および周辺関係者に対して、事故防止の啓発活動を行う

使用者に対する製品使用上の注意喚起は、取扱説明書等の警告表示によって行われるのが一般的ですが、本製品の使用者に高齢者が多いということを考えれば、そのような手段による事故防止の効果は限定的と考えるべきでしょう。

事業者は、自社の顧客情報や販売代理店の納品先情報等を利用して、製品の使用者（個人顧客、リース業者、病院・介護施設等）に接触し、製品の正しい操作方法や、自社で把握している事故情報とその回避方法を提供するなどの活動を検討する必要があります。そのための情報提供の媒体としては不特定多数を対象としたホームページの他に、個人宛の DM やメール、リース業者や病院・介護施設の協力を得てのチラシの配布、販売担当者の顧客訪問等が考えられます。

また、情報提供に加えて使用者を介助する家族、介護士や関係団体の職員等に対して、実際の製品を使用しながらの安全教育や取扱い・保守・点検についての研修の実施なども有効と思われます。

消費者庁、「外食等におけるアレルゲン情報の提供の在り方検討会中間報告」を公表

（2014 年 12 月 3 日　消費者庁ホームページ））

消費者庁は、12 月 3 日、「外食等におけるアレルゲン情報の提供の在り方検討会中間報告」を取りまとめ、ホームページ上で公表した※。

本報告書では、外食および中食（以下、「外食等」と記す）事業者が消費者に対して自主的にアレルゲン情報を提供する場合の留意事項について以下の 3 つの視点に立って取りまとめられている。

①外食等において提供されるアレルゲン情報の内容
②外食等におけるアレルゲン情報の提供方法
③外食等事業者・従業員への研修
本検討会は、外食等におけるアレルゲン情報の提供の在り方について社会的関心が高まっていること等を受けて設置された。今後、消費者庁、農林水産省において研修教材（小冊子や動画）や手引書が作成される予定。

※公表 URL：http://www.caa.go.jp/foods/index20.html

ここがポイント

容器包装された加工食品については、食品衛生法でアレルギー表示が義務付けられていますが、外食等についてはメニュー等へのアレルギー表示は義務化されていません。
しかしながら、本報告書でも指摘されたように「食物アレルギーの患者数が増加傾向にあること」、「外食等を行う頻度が増えていること」等に鑑みれば、外食等事業者においても、消費者保護の観点から自主的に食物アレルギーに関する情報提供を行うことが望まれます。
一方で、本報告書では、情報提供に際しては、食物アレルギーに関する正しい知識の下、料理の原材料変更や厨房等でのアレルゲンの意図しない混入（コンタミネーション）等の可能性を踏まえ、適切に実施するよう注意を促しています。
外食等事業者として、自主的に食物アレルギーに関する情報提供を行う場合の具体的な取組手順の一例を以下に示します。

STEP1：食物アレルギーに関する正しい理解を深める従業員教育の実施
メニュー作成者や仕入担当者、調理者や接客担当者等の従業員（非正規雇用者を含む）に対して、今後公表予定の研修教材や手引書なども活用しながら、食物アレルギーの基本的な知識の修得と正確な情報提供の重要性を認識させるための教育を行う。本教育では、アレルゲンの種類※とアレルギー症状について正しく理解させるとともに、過去の事故事例を紹介することで食物アレルギーに対するリスク感性を高める。
※加工食品において表示義務のある特定原材料と、表示を推奨する特定原材料に準ずるものとがある。
特定原材料（7 品目）：えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生
特定原材料に準ずるもの（20 品目）：
あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

STEP2：現状評価
各料理等で通常使用する原材料に含まれるアレルゲンを洗い出す。次いで、調達先の変更や欠品時の代替原材料に対して含有するアレルゲンの種類に齟齬が生じないか確認する。また、厨房で取り扱う原材料や調理器具等からアレルゲンのコンタミネーションがないか等を現場で確認する。

STEP3：アレルゲン情報の表示のあり方の検討
STEP2 を踏まえ、消費者に対して、原材料に含まれるアレルゲンの種類および調理時のコンタミ等の有無をどのように（例：アレルゲン名のみ、一覧表等）、どこへ表示する（web、メニュー、店内 POP 等）かを決定する。
また、アレルギー疾患を持つ消費者等からの問合せや情報の提供方法について、Q＆A等を作成する。

STEP4：アレルゲン情報の提供に関するルールの策定と周知徹底

突然の原材料の調達先変更や欠品による代替原材料の使用も想定されるので、日々の原材料変更の有無の確認および変更のあった場合の各種表示等へ反映させる方法、従業員へその旨を周知する方法等について社内ルールを策定する。なお、これらの策定事項について、従業員教育によって周知徹底を図る。

STEP5：運用状況の確認と見直し
アレルゲン情報の提供に関する実態を定期的に確認するとともに、情報提供の方法や社内ルールに不備があれば是正する。

海外の PL 関連情報

CPSC が製造事業者に対し過去最大の罰金を課す

米国消費者製品安全委員会（CPSC）は、10 月 28 日、ミニバイク等の製造事業者及びその関連会社（Baja Inc.および One World Technologies Inc.、以下総称して Baja という。）との間で、製品欠陥に関する報告義務違反を理由として、Baja が 430 万ドルの罰金を支払う旨の合意（agreement）※に達したことをリリースした。

リリースおよび公表された合意によると、Baja は、同社が 2004 年 11 月から 2010 年 6 月までに販売製造したミニバイク及びゴーカートの計 11 製品に関して、燃料タンクキャップが外れたり、液漏れしたりするリスクがあり、また、ケーブルの不適切な配置によりアクセルがはりつくリスクがあるにもかかわらず、法律に基づく CPSC への報告を怠った。

なお、430 万ドルは、CPSC が製造事業者等に過去に課した罰金の最高額であり、Baja は、今回の合意により、罰金の支払に加えて、コンプライアンスを社内に徹底するため、詳細なコンプライアンスプログラムの実践も義務付けられる。

※CPSC ニュースリリース
http://www.cpsc.gov/en/Newsroom/News-Releases/2015/Baja-and-One-World-Technologies-Agree-to-4300000-Civil-Penalty/

ここがポイント

Baja は、今回罰金の原因となった 11 製品について、2010 年 6 月に重大な危害が発生するおそれがあるとして CPSC に報告、2010 年 7 月にはリコールを公表済みです。しかし、今回の合意で明らかになったところによると、同社は、リコールを公表する相当以前から、当該製品による 4 件の燃料漏れによる火災事故（子供による重症の火傷を含む）や 24 件のアクセルがはりつく事故について、消費者から報告を受けていました。その上、これらの事故を回避するための設計変更を実施していました。

今回の罰金が最高額となった背景には、上記のようにリコールに至るまでの経緯の悪質性があると考えられます。さらに CPSC は、Baja に対して報告義務の履行を含むコンプライアンスの徹底を求め、以下を含めた社内におけるコンプライアンスプログラムの確立を義務付けています。

- 明文のコンプライアンス方針、基準
- すべての消費者、販売業者等からの苦情や事故報告を分析・評価する仕組み
- 苦情、事故報告の分析・評価の結果、重大な危害発生のリスクがあれば、責任者を通じて速やかに CPSC に報告する仕組み
- 従業員によるコンプライアンス違反等に関する内部通報制度

・ 効果的なコンプライアンス教育の実施
・ CPSC が課すルールに対し経営陣による遵守の宣言
・ コンプライアンスに関する監査の実施
・ コンプライアンス関連文書の５年以上の保存

今回の CPSC の Baja に対する措置は、危険製品に報告遅れや製品リコールの遅れに対し、従来にも増して厳しく対応しようとする CPSC の姿勢の表れと考えられます。

使い切り液体洗剤パックによる事故の多発について

米国のメディア報道（New York Times 他）によると、2012 年に米国で発売され爆発的に普及している使い切り液体洗剤パック（Single-Load Liquid Laundry Packets、１回分の洗濯洗剤が水溶性の材質でパックされ、洗濯機に投入するとパックが溶け、中の洗剤が溶出する製品）に関する誤飲や事故が、従来把握されていたよりも相当多く発生している。

2012 年～2013 年の間に、米国毒物データシステム（NPDS: National Poison Data System）に報告された洗剤パックによる子供の誤飲等による事故は 17,000 件以上に上り、中には死亡に至った例もある。

ここがポイント

洗剤パックは、水分により簡単に溶けるパックに濃縮された洗剤が収納されており、2012 年の発売当初から、子供が誤飲等した場合のリスクについて、CPSC を含む国家関連機関や消費者団体など各方面から注意喚起※がなされ、また、製造事業者自身も消費者への注意喚起を行っていました。しかし、消費者におけるリスクの認知は不十分であり、事故多発につながっていることが明らかとなったといえます。

※CPSC による過去のアラート（注意喚起）

http://www.cpsc.gov/cpscpub/pubs/390.pdf

http://www.cpsc.gov/en/Newsroom/News-Releases/2013/CPSC-and-ACCC-Warn-of-Poison-Dangers-with-Liquid-Laundry-Packets/

洗剤パックは多くはカラフルな色をしており、複数のパックがプラスチック製のパッケージに入って販売されています。パッケージは発売当初透明で、中のカラフルな洗剤パックが見える状態でしたが、複数のメーカーにおいてパッケージを不透明なものに変更する対応がなされてきました。しかし、今回の報道からは、パッケージから子供が取り出し、または大人が取り出した洗剤パックを子供が誤飲する事故が依然として多発しています。

洗剤パックはその利便性が米国のライフスタイルにマッチしたことから、米国において爆発的に売り上げを伸ばしており、2012 年から 2013 年にかけての売り上げ増加率は 55 %以上にも達しています。

事故が減少していないことに対し、一部のメーカーでは、パッケージの不透明化に加え、パッケージを子供が開けにくくする、製品表示を変更する等の対応を開始していますが、製品自体の毒性を減らすことやパッケージのチャイルドレジスタンス（子供が開けられないようにする対策）の徹底など製品設計の抜本的見直しを求める声もあり、今後、安全基準策定を含めた規制強化が行われるかが焦点といえます。

今回の事例は、特に新たな分野の製品において、製品の利便性と安全性の両立を図ることの難しさを示しているともいえます。報道によると製品規格等の策定団体（ASTM International）により業界団体、CPSC、消費者団体等と共同で基準策定に向けた検討が開始されているようですが、規制当局である CPSC の対応を含め、今後の動向が注目されます。

インターリスク総研の製品安全・ＰＬ関連サービス

・株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」

製品安全・PL(製造物責任)対策　総合コンサルティングサービス

PL MASTER

MS&AD 株式会社 インターリスク総研

InterRisk Research Institute & Consulting,Inc.
MS&AD INSURANCE GROUP

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR･法務グループ（TEL. 03-5296-8912）、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。